

2020年

7月15日

第1956号

<香川県版>

救援新聞

いつの時代も たたかう人々とともに

日本国民救援会香川県本部

〒760-0071

香川県高松市藤塚町 2-10-15

小野ビル2階

☎・FAX 087-861-8606

寶田 都子さんの決意（要旨）

2ヶ月延期された判決期日の6月16日、法廷内で裁判長からの判決言い渡しは数十秒間でした。「棄却」という言葉がにわかには信じられませんでした。しかし、それ以上に「判決文全文」の内容に愕然としました。うちひしがれ絶望し、二度と立ち直ることはないと思いました。

被災して7年余、提訴後3年5ヶ月余の間、「長時間労働・過密労働・パワハラ・過重なノルマ・解雇通告などの事実を明らかにして欲しい」。また、「医療法人も行政も正すべきは正してほしい」と精一杯声を上げ、訴え続けてきました。併せて『仕事によって命や健康が脅かされることがあってはならない』と、働く者の命と健康・尊厳を守ることの大切さを一貫して社会に問いかけ、真に公平・公正な判断を司法に求めました。

正直、判決後はもう声をあげる力は残っていませんでした。そんな時に、支援をしてくださる方々から温かい言葉が次々に届きました。少しずつ初心を思い出し、このたたかいをここで断念することはできないと思えるようになりました。

「控訴」を決意したのは、判決から既に10日近く経ったときでした。諦めるまいと思えました。「支援の会」を立ち上げてくださり、共にたたかってくださった皆様、数え切れない程のご支援をいただいた多くの皆様、引き続き大きなご負担をおかけするのは大変に心苦しいことですが、もう一度さらに大きなご支援を頂きたいと思えます。

私は今一度、労働者がその命と健康・尊厳を守るためにも、そして、未来を生きていく多くの労働者のためにも、再び声を上げていこうと思えます。

寶田さんは心身共に健康を損ないながらも看護・介護現場の長時間・過密労働の実態を訴え、自らの被災の救済を求めてきました。

しかし、6月16日の判決では、「棄却」という思いもよらないものでした。いったい裁判所は何を審理してきたのでしょうか。唯、労基署の主張に軸足を置き、実態に即した証拠と、被災した労働者の「声」を聞く力を持っていなかった、と思わざるを得ません。

寶田さんは振り返ります。

「どんな小さなことでも、当時の事実につながるものを探し続け、証言をしてくださる方を探して

意を決して「控訴」

6月26日、寶田さんは控訴を決意。「判決後も多くの方から労いと励ましの言葉をいただきました。たたかいは途中で投げ出したくない」と、決意を語りました。



寶田さん、控訴！

冷たい判決

舞台は高裁 支援に全力

六月一六日、コロナで延期になっていた「寶田裁判」の判決日、前日夕方のニュースでも「寶田裁判」を取り上げ、当日も多くのマスコミが取材に駆けつけ、関心が高まる中の判決日でした。しかし、これまで審理した裁判官三人とも移動し、判決文だけを讀上げる裁判官の口からは「原告敗訴」の言葉が。

仕事上のストレスと長時間労働が引き金でメンタルになったにもかかわらず、労災と認められない現実に、いったい誰のための労働災害保険なのか？

報告集会の時、弁護士先生からの「判決はタイムカードをきちんと押していないと労働時間として認めない、勤務先が労災認定に非協力的だと長時間労働があったとしても無いこと

の命と健康を守るたたかいを今後とも支援していきたいと思えます。全医労四国地方協議会（谷脇美鈴）

支援事件への ⇒ 署名

- 滋賀・日野町事件 30筆
- 大垣事件 135〃
- えん罪豊川殺人事件 70〃
- 袴田事件 15〃

※ 送付しました。（6月度）